

第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画） 策定業務委託業者選定に係るプロポーザル方式実施要領

この要領（以下「実施要領」という。）は、第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）策定業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業名

第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）策定業務

2 事業の目的

令和 8 年度末に第 9 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の計画期間が終了するため、新たに第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）を策定する。

介護を取り巻く環境が大きく変化する中、社会情勢等の変化やトレンドに加え、住民意識や各種データの解析など、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があり、高度な作業が必要とされることから、プロポーザル方式により委託業者を選定する。

3 委託業務内容

別紙「第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）策定業務委託仕様書」に基づき、実施するものとする。

4 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 見積限度額

総額 13,639,000 円（消費税込み）を上限とする。

（内訳）令和 7 年度事業 8,239,000 円（消費税込み）

令和 8 年度事業 5,400,000 円（消費税込み）

6 実施方式

公募型提案（プロポーザル）方式

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、地方公共団体における基本計画等の策定業務に高い知見を有する者で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 藤枝市物品等入札参加資格を有していること。
- (2) 令和2年4月1日から令和7年3月31日において、地方公共団体の総合計画又は介護保険事業計画、又はこれらに類似する基本計画等の計画策定業務を1件以上受託し、完了した実績を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに、藤枝市から、藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (10) 地方税及び国税に滞納がない者。

8 プロポーザルに関するスケジュール

	内容	期日
1	プロポーザルについての公告	令和7年6月11日(水)
2	質問書の受付締切	令和7年6月30日(月)
3	質問に対する回答期限	令和7年7月 4日(金)
4	参加表明書提出期限	令和7年6月30日(月)
5	参加資格及び第一段階審査結果の通知	令和7年7月 7日(月)
6	企画提案書の提出締切(第一段階審査通過者)	令和7年8月 8日(金)
7	第二段階審査(プレゼンテーション)	令和7年8月20日(水)

※プレゼンテーションに関することは、第一段階審査通過者のみに別途通知する。

9 選定方法

- (1) 当該委託契約候補者の選定にあたっては、二段階審査方式で行う。
- (2) 第一段階審査は、参加表明した事業者の参加資格要件を審査する。ただし、参加表明をした者が5者以上いる場合は、実施要領14(1)で定める審査基準に基づき、提出された書類によって、第10次ふじえだ介護・福祉ぷらん21(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)策定業務プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)事務局が審査を行い、企画提案書(第二段階審査)の提出を求める上位4者を選定するものとする。
また、参加表明をした者が5者に満たない場合は、書類による審査は行わない。
- (3) 第二段階審査は、第一段階審査にて選定された者によるプレゼンテーションを実施したのち、実施要領第14(2)で定める審査基準に基づき、審査委員会委員が採点をし、獲得した点数が最も高い提案者を委託契約候補者として決定する。

10 提出書類及び提出部数

(1) 第一段階審査時の提出書類

①参加表明書	第1号様式
②会社等概要書	第2号様式
③業務実績調書	第3号様式
④実施体制調書	第4号様式
⑤宣誓書	第5号様式
⑥質問書（必要に応じて）	第6号様式
⑦業務実績の確認ができる書類	契約書の写し等
⑧地方公共団体に納品した計画書又は概要版	任意

(2) 第二段階審査時の提出書類（第一段階審査通過者のみ）

①企画提案書	第7号様式
②実施体制調書 ※再提出	第4号様式
③見積書	第8号様式
④その他参考資料	任意

(3) 提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に留意すること。

(4) 提出部数は、第一段階審査においては、正本1部とする。

第二段階審査においては、所定の応募書類を正1部、副7部とする。

(5) 提出方法は、質問書を除き、下記の提出先まで持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

なお、郵送の場合は、配達記録等とし、期日までに必着のこと。

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市健康福祉部介護福祉課（担当：大石、河村）

（電話）054-643-3144

（ファクス）054-643-3506

（メール）kaigo@city.fujieda.lg.jp

(6) 質問書は、電子メールのみ受け付けるものとする。

質問に対する回答は、すべての質問について取りまとめ、期日までに、本市ホームページに掲載する。

(7) 提出後の応募書類の追加、修正等は認めない。

(8) 企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

表紙及び目次等はページに含めないこととする。また、両面可とし、文字・図等のフォント、サイズ及びカラーは、自由。

ア 企画提案書（第 7 号様式）※表紙として使用すること

イ 提案書（様式自由）

※基本方針やコンセプトなどがイメージできるもの。

ウ 業務工程（スケジュール）表（様式自由）

①令和 8 年 3 月初旬までに、仕様書別紙 1 の令和 7 年度（1 年目）における業務内容「2. 意識調査の実施」を終えること

②令和 8 年 3 月末までに、仕様書別紙 1 の令和 7 年度（1 年目）における業務内容「6. 計画素案（基本方針（案）及び計画体系図（案）」の作成を終えること。

③令和 8 年 10 月末を目途に計画（案）をまとめ、令和 9 年 1 月にパブコメ実施、令和 9 年 2 月に計画策定を完了させること。

エ 業務の実施体制調書（第 4 号様式）

オ 見積書（第 8 号様式）の内訳（様式自由）

1 1 提案書の失格要件

提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は失格とする。

（1） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（2） 本実施要領に示す提案書の提出期限、提出先、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（3） 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（4） 上記のほか、指示した条件に違反した場合

1 2 提案書等の取扱い

（1） 提出された提案書等は返却しない。

（2） 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とし、プレゼンテーションへの参加報酬等も無い。

1 3 提案書等の著作権

（1） 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。

（2） 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。

（3） 本プロポーザルに係る提出書類は、藤枝市情報公開条例（平成 13 年条例第 2 号）に基づき、情報公開の対象となる。

1 4 審査基準

(1) 第一段階審査における審査基準（書類審査）

審査項目	審査する内容	配点（100点満点）
経営規模	経営規模の妥当性等	35点
委託業務の履行能力	同種、類似業務の実績	35点
実施体制	統括責任者、担当者の経験や実績等	30点

(2) 第二段階審査における審査基準

評価項目	評価の視点	評価の指標	配点 (100点満点)
業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数等	10点
業務遂行技術力	業務遂行に必要な知識・経験	同種、類似業務の実績等	10点
実施体制	取組体制の構築状況 取組意欲の高さ	統括責任者、担当者の経験年数、能力	10点
提案事業の取組方針	業務の理解度	目的、条件、提案内容の的確性	15点
業務の実施手続き	業務フロー等の妥当性	業務フロー又は工程表等の適格性	15点
現況・課題への理解度	藤枝市特有の課題の理解度	藤枝市特有の課題把握の的確性	15点
独創性及び実現性	独創性及び実現性の有無	提案の実現度	10点
経費積算	企画提案内容に比して見積額は妥当か	見積額	15点

1 5 参加資格審査（第一段階審査）

- (1) 提出された参加表明書等で参加資格要件を満たすと認めた事業者については本プロポーザルの参加資格者である旨を電子メールで「参加資格審査結果通知書（第9号様式）」により通知する。ただし、参加表明をした者が5者以上いる場合は、実施要領14（1）で定める審査基準に基づき、提出された書類によって、審査委員会事務局が審査を行い、企画提案書（第二段階審査）の提出を求める上位4者を選定するものとする。

また、参加表明をした者が5者に満たない場合は、書類による審査は行わない。

- (2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により説明を求めることができる。回答は書面にて行う。なお、期限後の質問は受け付けない。

1 6 委託契約候補者の決定（第二段階審査）

- (1) 企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に評価し、審査委員会の各委員の評価点の合計点により順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により候補事業者を決定する。

- (2) 委託業務の品質確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が、配点合計の60%に満たない場合は、候補事業者として選定しない。

1 7 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して通知する。

第一段階審査においては、電子メールにて参加資格審査結果通知書（第9号様式）を通知する。

第二段階審査においては、電子メールにてプロポーザル方式審査結果通知書（第10号様式）を発送するとともに、本市ホームページに掲載する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 最高得点者の名称
- (2) 全参加事業者の名称
- (3) 審査項目及び配点表

(4) 全参加事業者の評価点

18 契約の締結

市は、委託契約候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査した上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約にあたっては、企画提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は実施要領第7に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

19 契約条件

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除

20 その他留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。
- (5) 委託契約候補者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。